第 29 回

定時株主総会
招集ご通知

■ 日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時
受付開始　午前9時

■ 場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲2階　ROOM C

■ 決議事項

第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役8名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件

・本株主総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウィルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。
・本株主総会の議決権行使は書面による方法もございますので、書面で議決権行使いただくことも併せてご検討のほどよろしくお願い申しあげます。
・本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申しあげます。

株式会社アイ・ピー・エス

証券コード：4390

証券コード　4390
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都中央区築地四丁目１番１号
株式会社アイ・ピー・エス
代表取締役　宮　下　幸　治

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）　午前10時　（受付開始：午前９時）
２．場　　所　東京都中央区八重洲一丁目３番７号　八重洲ファーストフィナンシャルビル　ベルサール八重洲２階　ROOM C
３．目的事項
報告事項　第29期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ipsism.co.jp/ir/meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ipsism.co.jp/ir/meeting/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、減速感はありながらも、引き続き米国経済を中心に堅調でした。しかし、年明け以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、グローバルなサプライチェーンの寸断や外出制限などによる様々な分野での需要の減退が生じており、景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社の主要事業基盤の一つであるフィリピンは、国内外からの投資によるインフラストラクチャーの整備、世界経済の拡大に伴う海外からの送金などによる引き続き高い成長が継続するという見方が中心でしたが、予算執行の遅れなどの影響もあり、2019年のフィリピンの国内総生産の成長率は5.9％と、2018年の同6.2％には及びませんでした。（2020年１月フィリピン共和国統計局発表）フィリピンにおいても、新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、３月には外出制限、公共サービスなどを除いた事業者の営業停止などが行われております。既にフィリピン政府から規制の対象地域の変更や緩和などは発表されているものの、今回の流行が与える将来への影響を見通すことは難しい状況にあります。

当連結会計年度における為替レートについて、円ドルレートでは期首における111円が期末には107円と円高傾向で推移し、フィリピンペソでは期中を通じておおむね2.1円前後で推移いたしました。

当社グループの主要な事業領域である通信業界は、通信技術の発達による伝送速度の向上、動画配信サービス等の拡大によるデータ通信量の増加が見込まれることから、引き続き通信トラフィックの増加が見込まれます。今後は次世代移動通信システム（５Ｇ）の普及により、携帯端末と基地局との間の通信量が増加し、バックボーン回線についても需要が高まることが予想されます。当社グループでも今期にフィリピンにおいて子会社のInfiniVAN, Inc.が５Ｇに用いる周波数を所管官庁から割り当てを受けておりますが、多くの事業者にとっては、５Ｇの利用によるIoTなどの新たな通信サービスの展開が求められております。

このような状況のもと、当社グループは収益の拡大を図るため、各事業において新規顧客の獲得及び既存顧客との取引拡大を積極的に推進しております。フィリピンでは子会社であるInfiniVAN, Inc.が、マニラ首都圏地域において法人向けインターネットサービスプロバイダー事業を拡大させておりますが、2019年12月には、主要な商業地域を結ぶ鉄道路線であるMRT３号線に光ファイバーを敷設し、インターネット接続サービスの提供地域の拡大を見込めるようにするとともに、この通信回線の共用を希望する事業者に対して、回線の一部を引き渡しました。今後も採算性が高く早期の投資回収が見込まれる案件への投資を積極的に行う方針です。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は6,508百万円（前期比12.6％増）、営業利益は1,070百万円（前期比13.2％増）、経常利益は1,075百万円（前期比7.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は645百万円（前期比9.7％増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【海外通信事業】

海外通信事業では、３年前に提供開始した国際通信回線の長期使用権売上計上期間の終了と既存顧客の帯域の追加による需要はあったものの、単価の下落の影響を受けました。ただ競争が限定的で、多くのインターネット接続サービスを提供している事業者が集まっているミンダナオ島内では、旺盛な需要が期待でき、昨年７月に地域内の事業者と協働して通信回線の敷設を開始いたしました。本年３月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で工事が中断しておりますが、都市部を除いて制限は緩和されておりますので、今後順次再開をしていく計画です。

この結果、売上高は1,271百万円（前期比16.0％減）、セグメント利益は479百万円（前期比0.7％増）となりました。

【フィリピン国内通信事業】

フィリピン国内通信事業では、前期に引き続きInfiniVAN, Inc.が、フィリピン国内外の企業の拠点が集まるマカティ市で法人向けインターネット接続サービスの積極的な営業活動を

行い、比較的需要の大きく単価の高いお客様を中心に獲得が進みました。
当社グループではサービス提供地域の拡大と他の通信事業者などへの提供のために、通信回線をマニラ首都圏地域で敷設を行っております。昨年12月には、マニラを代表する商業地域を結ぶ、MRT３号線への回線敷設が終了し、他の通信事業者に一部を引き渡すとともに、他の商業地域へのサービス拡大につなげる計画です。
この結果、売上高は864百万円（前期比151.5％増）、セグメント利益は73百万円（前期比8,496.7％増）となりました。

【国内通信事業】
国内通信事業では、主力サービスである秒課金サービスが、上場大手コールセンター事業者の採用など、売上が拡大いたしました。一方、MVNO事業者向け通話サービスは、総務省がMNO（携帯電話ネットワークを持つ大手事業者）に対してMVNO向けの卸料金の適正を求めていくことが明らかになり、新たな引き合いはありませんでした。
この結果、売上高は3,303百万円（前期比14.1％増）、セグメント利益は338百万円（前期比26.1％増）となりました。

【在留フィリピン人関連事業】
在留フィリピン人関連事業は、当初はサービス業を中心に求人ニーズが大きく、当社は介護以外への人材紹介及び人材派遣の拡大に努めると共に、在留外国人の採用を希望する事業者を一堂に集め、そこへ当社に登録している在留外国人を派遣するジョブフェア（展示会方式の集団面接会）を企画・開催し、人材事業収益の拡大に努めました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、本年２月以降、介護事業者などを除いて、求人需要は減少しました。
また事業者が直接外国人の方を採用するようになり、今後市況が戻っても、当社が人材事業を開始したころに比べて、両者の橋渡しをすることの意義も小さくなっていくことは避けられなくなっております。そのため本年３月末に、求人媒体として活用していたタガログ語のフリーペーパーと求人広告サイトを終了いたしました。併せて、フィリピンの代表的な地上波テレビ局のコンテンツを配信していた有料サービスも終了いたしました。
この結果、売上高は196百万円（前期比25.6％減）、セグメント利益については、厳しい

人材採用環境の影響を受け人材派遣者数が低調に推移したことから、89百万円の損失（前期は40百万円の損失）となりました。

【医療・美容事業】

医療・美容事業は、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporationにおいて、近視矯正手術に加えて美容皮膚科なども順調に拡大し、売上・利益ともに好調に推移しました。また需要が休日に集中する近視矯正手術では、新たなクリニックの開設に向け準備を行っておりました。本年３月に開業いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、他のクリニックと同様に休業いたしました。

この結果、売上高は872百万円（前期比14.4%増）、セグメント利益は268百万円（前期比11.6%増）となりました。

事業別売上高

区　分	前　期		当　期		前期比増減（△）	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
海外通信事業	1,514	26.2	1,271	19.5	△242	△16.0
フィリピン国内通信事業	343	5.9	864	13.3	520	151.5
国内通信事業	2,895	50.1	3,303	50.8	408	14.1
在留フィリピン人関連事業	264	4.6	196	3.0	△67	△25.6
医療・美容事業	762	13.2	872	13.4	109	14.4
合　計	5,780	100.0	6,508	100.0	728	12.6

(2) 設備投資の状況

当期は、リースを含め前期比459百万円増加の1,007百万円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、フィリピン国内でのネットワーク構築のための投資などです。

部門別の設備投資額は、次のとおりであります。

部門	設備投資金額
海外通信事業	8百万円
フィリピン国内通信事業	920百万円
国内通信事業	22百万円
在留フィリピン人関連事業	－百万円
医療・美容事業	56百万円
合計	1,007百万円

(3) 重要な資金調達の状況

当社子会社のCorporateONE, Inc.は、2019年12月に第三者割当増資を行い、当社グループ外から2020年２月までに80百万フィリピンペソ（172百万円）を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

①海外通信事業

当社は、フィリピンにおいてブロードバンドサービスを提供するCATV事業者に対して、マニラ－香港間、ダバオ－グアム間のデータ通信用の国際回線を提供しております。フィリピンでは、ユーザーが閲覧するコンテンツが格納されているサーバーの多くは、海外にあるため、そうしたサーバーへの接続を行う海外の通信事業者と接続するためにこれらの区間の国際通信回線が必要となっております。最近は、スマートフォンの普及や動画配信プラットフォームの充実により、テレビ離れが進み、CATV事業者の事業の柱が有料放送サービスからブロードバンドサービスに移行してきております。米国の多くのCATV事業者が、視聴世帯数の減少をブロードバンドサービスの提供で補い成長していることからも、高品質のブロードバンドサービスを提供することに経営資源を集中させ、家庭用ブロードバンド市場に積極的に取り組んでいる大手通信事業者との競争に勝つことがCATV事業者に求められております。当社はこうしたCATV事業者に、国際通信回線を大量取

得・提供するなどして、CATV事業者のブロードバンドサービスが大手通信事業者に負けない速さであること、より低コストで高品質なサービスが実現できることを、改めて市場で認識していただけるようにしてまいります。

伝送技術の発達や新規海底ケーブルの開通計画など、大手通信事業者による国際通信回線の供給の拡大による帯域の料金引き下げは、今後も継続することが予想されるため、当社グループでも、より多くのCATV事業者に、海外とフィリピン各地との間を結ぶ通信帯域サービスを提供できるようにする必要があります。

当社グループでは、本年５月に香港・シンガポールとフィリピンを結ぶ国際回線の取得することで合意し、３都市を結ぶ回線を６月中に接続することを計画しております。この回線により、当社がこれまで提供してきた国際通信回線のすべての容量の20倍を使用することができ、今後機器の増設などによりさらに通信容量を拡大させることができます。

この国際通信回線の供給能力に比べて、マニラ周辺では十分な需要が足りておりません。地方のCATV事業者にも国際回線を提供するため、フィリピン国内の都市間の回線を敷設する必要があります。回線は、InfiniVAN, Inc.が建設して、地方のCATV事業者に対して提供する予定です。なお現在ミンダナオ地域もCATV事業者とダバオを結ぶネットワークを構築しております。新型コロナウイルス感染症の流行のため、フィリピン政府の規制により工事が中断しておりますが、完成後は沿線の多くのCATV事業者がダバオ－グアム間の国際通信回線を利用して、より高品質なブロードバンドサービスを提供してまいります。

②フィリピン国内通信事業

フィリピン国内通信事業では、マカティ市内で敷設している光ファイバー網を効率的かつ効果的な整備を進め、法人向けインターネット接続サービスを提供する接続ビル数及び顧客数のさらなる拡大を図ってまいります。

また、高架鉄道などへの光ファイバーの敷設による通信回線の提供などについても、現地のニーズに応え、推進してまいります。

③国内通信事業

国内通信事業は、電気通信事業法の改正により、一部の電話番号についてインターネッ

トを使った転送に規制が加わりました。しかしすでに所管官庁との手続きを終了しており、当社の主力サービスである、大手通信事業者から仕入れて、コールセンター向けに再販している電話サービスに影響はありません。

また電話サービスの需要の減退が予想される中で、大手通信事業者の固定電話サービスの取り組みの変化が生ずる可能性があります。それにより収益機会が発生する場合があり、そうした機会を確実に取り込むことが必要であると考えております。

当社では、昨年３月にクラウドサービスの提供を開始いたしましたが、今後も国内通信事業を維持するためには、通信サービスやそれを利用したサービスへの展開（音声認識、AIなど）に広げていく必要があると認識しております。GoogleやFacebookが通信インフラを取得し運用するなど、通信と周辺ビジネスとの境が曖昧になっている現状で、純粋な通信サービスだけで収益を上げる機会は、音声かどうかを問わず少なくなっているからです。当社は、今後も通信分野を中心にして、新たな領域のサービス提供を進めてまいります。

④在留フィリピン人関連事業

当社の介護施設への人材派遣・人材紹介は、ホスピタリティに定評があり、世界中でフィリピン人が看護・介護の世界で活躍しているということに着目したサービスで、多くの企業で受け入れられてきました。外国人採用のノウハウが企業側に蓄積して、多くの事業者が直接採用をしている反面、仕事を探している者が減少しており、人材派遣・人材紹介の実績が減少傾向にありました。求人需要が旺盛にあるものの、うまく経営成績につながっていない点が問題になっております。

そうした中で、新型コロナウイルス感染症の流行と政府の要請などもあり、本年２月以降宿泊施設や飲食店の休業などが相次ぎ、これまでの人材不足の様相は急速に解消しております。この状況下では、介護施設だけでなく飲食店やホテルなどからの人材需要に支えられていた当社の人材事業は、事業環境は非常に厳しいところにあります。

当社といたしましては、人材関連サービスの提供は事業環境を勘案して適正な規模とし、当該事業を担当していた人員は他の事業部へ異動させることを計画しております。

⑤医療美容事業

医療美容事業では、2018年度より白内障手術の提供を開始しております。眼の手術ということで、近視矯正手術と医師の技術などが共通しており、大きな投資も発生しません。ただ近視矯正手術の対象となる顧客が20代・30代であることに対して、白内障の対象となる顧客は高齢者です。マーケティングの手法をより適したものに修正していく必要があります。

既にフィリピン国内の近視矯正手術の過半数は、当社グループで行っていると推定されており、更なる市場規模の獲得は難しくなりつつあります。当社グループは、新たな医療の需要に対応した新サービスの構築が求められていると考えており、新規サービスの開拓を進めております。

当社グループで運営しているクリニック３拠点につきましては、本年３月からのフィリピン政府の外出制限の影響により、休業中いたしましたが、外出制限の緩和に合わせ、順次再開してまいります。再開後は、積極的に営業活動を行い、本年３月に開院したタグイグ院と合わせて多様なサービスを提供してまいります。

⑥内部統制システムの強化・運用

当社は当事業年度に再整備した内部統制システムを、今後更に強化・運営していきます。当事業年度は社内規程を見直し整備したほか、国内の全事業部門、及び海外子会社に対する内部監査体制を強化・実施し、業務の改善、統制の強化に努めてまいりました。今後は、コーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、コンプライアンス遵守を社内に浸透させる施策を展開してまいります。

⑦自然災害等への対応

当社グループは、台風、地震、津波等の自然災害や火災等の事故、パンデミック（世界的流行病）の発生並びに情報システムの停止等による事業活動への影響を最小限にするための様々な施策を実施することにより事業活動の安定的な運営を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第26期 2016年度	第27期 2017年度	第28期 2018年度	第29期 2019年度 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	4,160,358	5,327,543	5,780,112	6,508,904
営業利益 (千円)	513,758	902,823	945,556	1,070,401
経常利益 (千円)	520,829	819,018	1,001,647	1,075,502
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	289,706	480,529	588,231	645,209
1株当たり当期純利益 (円)	29.00	48.10	50.62	52.43
総資産 (千円)	4,350,979	4,245,771	6,746,122	7,790,591
純資産 (千円)	913,547	1,435,161	3,728,091	4,715,779
1株当たり純資産 (円)	91.45	125.67	256.15	314.82

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2．2017年10月14日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っており、また、2019年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については、当該株式分割が第26期期首に行われていたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第26期 2016年度	第27期 2017年度	第28期 2018年度	第29期 2019年度 (当　期)
売上高 (千円)	3,767,813	4,681,746	4,812,102	5,037,976
営業利益 (千円)	439,811	785,130	723,734	724,804
経常利益 (千円)	442,630	708,570	812,414	689,997
当期純利益 (千円)	261,237	451,468	553,481	446,340
1株当たり当期純利益 (円)	26.15	45.19	47.63	36.27
総資産 (千円)	4,213,931	3,937,706	5,577,381	6,078,713
純資産 (千円)	810,520	1,261,989	3,161,686	3,640,150
1株当たり純資産 (円)	81.13	126.33	259.15	294.15

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
２．2017年10月14日付で普通株式１株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っており、また、2019年１月１日付で普通株式１株につき普通株式５株の割合で株式分割を行っております。
１株当たり当期純利益および１株当たり純資産については、当該株式分割が第26期期首に行われていたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
KEYSQUARE, INC.	30,000,000 フィリピンペソ	99.8%	コールセンター業務
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation	121,854,585 フィリピンペソ	50.0%	眼科及び美容関連のクリニックの経営
InfiniVAN, Inc.	614,250,000 フィリピンペソ	64.0% (24.0%) 〔36.0%〕	フィリピン国内での通信事業
CorporateONE, Inc.	64,909,500 フィリピンペソ	40.0% (40.0%) 〔60.0%〕	フィリピン企業への投資会社

（注）１．議決権比率の（　）は間接所有割合で内数、〔　〕は緊密者または同意している者の所有割合を外書きしてあります。
２．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
海外通信事業	フィリピンと北米・香港等とを結ぶ国際通信回線を、フィリピン国内のCATV事業者などのインターネット接続事業者に提供しております。
フィリピン国内通信事業	子会社であるInfiniVAN, Inc.がフィリピン国内で法人向けインターネット接続サービスを行っております。
国内通信事業	・電話サービスの提供 自社及び他社のネットワークを利用した音声通信サービスを提供しております。特にMVNO事業者に対して通話サービスを卸提供したりしております。また大手通信事業者の着信者払い通話サービスを、当社名義で秒単位で仕入れて、ユーザーに1秒単位で課金する秒課金サービスを提供しております。 ・コールセンターシステムの販売 インドのDrishti社が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」を仕入れ、日本国内のコールセンター事業者へ提供しております。 ・データセンターサービス 東京都内にデータセンターを保有し、他の事業者のサーバーを預かるコロケーションサービスなどを提供しております。
在留フィリピン人関連事業	人材関連事業として、在留フィリピン人を中心とした在留外国人の派遣及び人材紹介事業を行っております。 顧客開拓・利用促進事業として、在留フィリピン人を中心とした在留外国人に対して携帯電話や海外送金サービスの顧客開拓・利用促進などを行っております。
医療・美容事業	フィリピンにてレーシック手術による近視矯正などの眼科、美容皮膚科・美容外科などの科目で診療を行っております。合わせてフィリピン国内で化粧品の販売も行っております。

(8) 主要な営業所

① 当社

本社	東京都中央区築地４丁目１番１号
深川データセンター	東京都江東区

② 子会社

KEYSQUARE, INC.	フィリピン　パシッグ市
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation	フィリピン　マカティ市
InfiniVAN, Inc.	フィリピン　パシッグ市
CorporateONE, Inc.	フィリピン　パシッグ市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分（事業部門）	従業員数	前期末比増減
海外通信事業	23名［－］	１名減
フィリピン国内通信事業	126名［－］	67名増
国内通信事業	16名［－］	７名減
在留フィリピン人関連事業	46名［－］	10名減
医療・美容事業	82名［9名］	４名増
全社（共通）	90名［－］	８名増
合計	383名［9名］	61名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は［　］内に平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名［－］	６名減	40.5歳	3.9年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は［　］内に平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	159,972千円
株式会社みずほ銀行	155,357千円
株式会社りそな銀行	141,635千円
株式会社商工組合中央金庫	103,100千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　39,960,000株
（2）発行済株式の総数　　12,349,845株（自己株式155株を除く。）
（3）株主数　　2,373名
（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
宮下　幸治	5,065,000株	41.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,193,400株	9.66%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ五号投資事業有限責任組合	473,000株	3.83%
丸本　桂三	408,300株	3.30%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズｉ－Ｓ２号投資事業有限責任組合	315,000株	2.55%
丸谷　和徳	300,000株	2.42%
株式会社ストレッチ	204,100株	1.65%
三井住友信託銀行株式会社（信託口　甲12号）	200,000株	1.61%
上森　雅子	195,000株	1.57%
加藤　恵一	150,000株	1.21%
長戸　大幸	150,000株	1.21%

（注）1．三井住友信託銀行株式会社（信託口　甲12号）200,000株は、宮下　幸治氏が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏が指図権を留保しております。
2．持株比率は、自己株式（155株）を控除して算出しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第４回新株予約権
発行決議日		2015年９月10日
新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　400,000株 （新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり70,000円 （１株当たり70円）
権利行使期間		2017年９月11日から2025年８月23日まで
行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた時に取締役であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由であると認めた場合はこの限りではない。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　400個 目的となる株式数　400,000株 保有者数　１人
	社外取締役	―
	監査役	―
取得の事由及び条件		①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②新株予約権の割当を受けた者が上記「行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による取得は取締役会の承認を必要とする。

（注）2017年10月14日付で行った普通株式１株につき200株とする株式分割及び2019年１月１日付で行った普通株式１株につき５株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時１株当たり行使価格」は調整されております。

(2) 事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2019年８月９日開催の取締役会の決議に基づき、当社グループ役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを目的として発行した、業績目標を達成した場合のみ権利行使が可能となる新株予約権は、次のとおりであります。

	第７回新株予約権
決議年月日	2019年８月９日取締役会決議
新株予約権の数（個）	6,125（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　612,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,152（注）２
新株予約権の行使期間	2020年７月１日～2029年８月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　1,152 資本組入額　　576（注）３
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割引日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,152円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の１株あたりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3　本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4　新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが、本新株予約権を行使できることとする。

②受益者は、2020年３月期から2023年３月期までの事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される当社連結損益計算書の営業利益が、いずれかの事業年度において下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a)17億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち70%

(b)25億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

③受益者は、権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

④受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

5　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）１に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）３に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記（注）４に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

(a)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(b)新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）４に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 下 幸 治	Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation　Director InfiniVAN, Inc.　Director
専務取締役	上 森 雅 子	事業推進本部長 KEYSQUARE, INC.　Director Shinagawa Lasik & Asthetics Center Corporation　President InfiniVAN, Inc.　Director
取 締 役	林 田 宣 之	管理本部長
取 締 役	前 田 知 之	事業企画本部長
取 締 役	伊 藤 良 光	情報通信事業本部長
取 締 役	藤 井 裕 史	株式会社I-REMIT JAPAN　代表取締役
取 締 役	宇 都 宮 尚	合同会社メルクリウス　代表社員
常勤監査役	桂 山 邦 明	
監 査 役	西 村 誉 弘	公認会計士・税理士 リーダーズサポート税理士法人　代表社員 株式会社フルブリッジ　監査役 岐阜製販株式会社　監査役 プリントネット株式会社　社外取締役
監 査 役	緑 川 芳 江	弁護士・ニューヨーク州弁護士 三浦法律事務所　パートナー弁護士 SOSiLA物流リート投資法人　監督委員

（注）1．藤井裕史及び宇都宮尚の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．西村誉弘及び緑川芳江の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役の藤井裕史及び宇都宮尚の両氏並びに社外監査役の西村誉弘及び緑川芳江の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員として、同証券取引所に届け出ております。
4．監査役西村誉弘氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
①就任
2019年６月25日開催の第28回定時株主総会において、前田知之、伊藤良光及び宇都宮尚の各氏が取締役に、緑川芳江氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
②退任
取締役高際将美氏は任期満了により、また監査役大下泰高氏は辞任により、2019年６月25日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任されました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役藤井裕史、宇都宮尚の両氏及び監査役西村誉弘、緑川芳江の両氏との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	116,319千円 (4,500千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	14,071千円 (4,800千円)
合　　計 (うち社外役員)	12名 (5名)	130,390千円 (9,300千円)

(注) 1．人員には、当事業年度に退任した取締役１名及び監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．2005年６月24日開催の第14回定時株主総会で決議された取締役の報酬限度額は、年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額60,000千円以内であります。
4．上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額32,432千円（取締役５名に対し31,561千円、監査役１名に対し871千円）を含んでおります。
5．上記報酬等の額のほか、2019年６月25日開催の第28回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金を退任取締役１名に対し1,186千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	藤 井 裕 史	当事業年度開催の取締役会（19回）のすべてに出席し、議案審議等、金融機関及び国際ビジネスでの豊富な経験を有し、その知見から発言を行っております。
社外取締役	宇 都 宮 尚	社外取締役就任後に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、議案審議等、国際通信ビジネスでの豊富な経験を有し、その知見から発言を行っております。
社外監査役	西 村 誉 弘	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、監査役会（14回）のすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務及び会計に関する事項を中心に発言を行っております。
社外監査役	緑 川 芳 江	社外監査役就任後に開催の取締役会（15回）及び監査役会（10回）のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく（準じた）監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬について算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、当社の会計監査を実施するうえで妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査報酬の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性及び専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定します。

6．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。（2017年９月14日最終改定）

その内容は、以下のとおりであります。

Ⅰ．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス研修を実施し、法令及び社内規程を遵守するよう徹底を図っております。

② 取締役会規程を始めとする社内規程を整備し、各規程に基づいた活動となるように体制を構築しております。

③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて監査役と監査法人と情報交換をしております。具体的には、四半期ごとに年４回及び必要に応じて監査法人、常勤監査役、内部監査室による情報交換と監査から得た課題について打合せを実施しております。

Ⅱ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、情報管理・秘密保持規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。

② 文書管理の責任は、管理部にあり、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する体制があります。

Ⅲ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程を制定し、日常の業務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止することを第一義とするとともに、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

② 企業活動に伴う損失の危険の管理は、原則として所管部署が行い、重要事項については取締役会に報告する体制になっております。

③ 内部監査室による内部監査により、各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する体制になっております。

Ⅳ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定例取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務の執行を確保するようにしております。

② 取締役会のもとに取締役会事務局を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定をその情報を必要とする全社員に伝達しています。また、社長は経営会議や取締役会にて、当社の経営の現状や今後の進む方向を、役員を含む幹部社員に説明し、各幹部社員は、自分の業務について、その執行状況を報告しております。

③ 日常の職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等に基づいたワークフローシステムを使用し、権限者は意思決定ルールに則って決裁し、業務を分担する体制になっております。

Ⅴ．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 持株比率が50％以上の子会社（２社）には、当社取締役を派遣し現地子会社の経営全般を担当しております。

② 関係会社管理規程を制定し、業務執行に係る重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行っております。子会社は毎月の業況を当社取締役会に報告することとし、また、子会社が当社に承認を得なければならない事項は事前に決議を要するとするなど、当社が子会社の計画の進捗管理を行う体制を採っております。

③ 子会社の損失のリスクについては、リスク管理規程を定め、それに基づき管理を行っております。

④ 当社の監査役及び内部監査室による業務監査を行うこととしており、子会社の業務全般にわたるガバナンス管理の適切化を図っております。子会社の人事、総務、経理などの管理業務については、当社の管理部および経理財務部の担当部署が指導・育成に努めております。

Ⅵ．監査役の使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととしております。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査担当者等の指揮命令を受けないものとしております。

Ⅶ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

① 当社は取締役および使用人が監査役に報告すべき事項として経営会議で配布された資料、取締役会での資料、決裁申請での社長決裁案件に関しては全て提供しております。また監査役は必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができ、さらに取締役および使用人は、業務執行に係る重要な会議につき、監査役に招集の案内を送付し、監査役は必要に応じて会議に出席することができます。

Ⅷ．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社及びグループ各社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者で当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

Ⅸ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を整備する。

Ⅹ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役および内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、取締役に対し業務執行に係る報告を定期的に求めることができます。また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し、協力します。さらに取締役、執行役員及び使用人は、監査役監査基準に定めのある事項を尊重いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社はコンプライアンス管理規程により、内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理

当社は、取締役会において経営陣によるリスク評価を実施し、リスク対策実施状況の点検やリスクの未然防止に努めるとともに、「リスク管理規程」に基づき、当社及び当社グループ各社のリスク管理体制の整備を推進しております。

④ 子会社管理

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

⑤ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。

⑥ 監査役

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(注) 1．当事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

2．記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,121,101**	**流動負債**	**2,445,132**
現金及び預金	2,498,411	買掛金	419,508
売掛金	947,936	短期借入金	100,000
リース投資資産	1,163,956	1年内返済予定の長期借入金	344,340
商品	37,657	リース債務	34,004
貯蔵品	47,527	未払法人税等	110,615
その他	505,672	繰延延払利益	986,750
貸倒引当金	△ 80,060	賞与引当金	18,549
固定資産	**2,669,489**	その他	431,364
有形固定資産	**1,737,650**	**固定負債**	**629,678**
建物及び構築物	34,970	長期借入金	449,814
機械装置及び運搬具	826,216	リース債務	10,855
工具、器具及び備品	41,636	退職給付に係る負債	36,944
リース資産	71,449	役員退職慰労引当金	110,589
建設仮勘定	763,377	資産除去債務	4,205
無形固定資産	**173,338**	その他	17,269
通信回線使用権	120,027	**負債合計**	**3,074,811**
その他	53,310	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**758,501**	**株主資本**	**3,840,507**
長期前払費用	384,414	資本金	1,064,692
繰延税金資産	123,579	資本剰余金	1,001,067
その他	250,507	利益剰余金	1,774,942
貸倒引当金	△0	自己株式	△ 194
		その他の包括利益累計額	**47,476**
		為替換算調整勘定	46,331
		退職給付に係る調整累計額	1,145
		新株予約権	**7,350**
		非支配株主持分	**820,445**
		純資産合計	**4,715,779**
資産合計	**7,790,591**	**負債・純資産合計**	**7,790,591**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,508,904**
売上原価		**4,023,077**
売上総利益		**2,485,827**
販売費及び一般管理費		**1,415,425**
営業利益		**1,070,401**
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,507	
その他	1,593	33,100
営業外費用		
支払利息	5,525	
支払手数料	371	
為替差損	21,345	
その他	757	27,999
経常利益		**1,075,502**
特別損失		
固定資産除却損	5	
たな卸資産評価損	6,420	6,426
税金等調整前当期純利益		**1,069,076**
法人税、住民税及び事業税	344,565	
法人税等調整額	5,806	350,371
当期純利益		**718,704**
非支配株主に帰属する当期純利益		73,494
親会社株主に帰属する当期純利益		**645,209**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,052,242	988,617	1,129,732	△68	3,170,524
当期変動額					
新株の発行	12,450	12,450	－	－	24,900
自己株式の取得	－	－	－	△126	△126
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	645,209	－	645,209
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	12,450	12,450	645,209	△126	669,983
当期末残高	1,064,692	1,001,067	1,774,942	△194	3,840,507

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△47,532	2,060	△45,472	－	603,040	3,728,091
当期変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	24,900
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△126
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	645,209
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	93,864	△914	92,949	7,350	217,404	317,704
当期変動額合計	93,864	△914	92,949	7,350	217,404	987,687
当期末残高	46,331	1,145	47,476	7,350	820,445	4,715,779

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,289,381**	**流動負債**	**1,818,469**
現金及び預金	1,560,071	買掛金	421,206
売掛金	866,887	短期借入金	100,000
リース投資資産	748,177	1年内返済予定の長期借入金	344,340
商品	37,657	リース債務	33,999
前渡金	7,135	未払金	66,364
前払費用	91,813	未払法人税等	93,518
その他	26,732	繰延延払利益	650,227
貸倒引当金	△ 49,094	賞与引当金	11,613
固定資産	**2,789,332**	その他	97,199
有形固定資産	**229,159**	**固定負債**	**620,094**
建物	6,808	長期借入金	449,814
構築物	650	リース債務	10,855
機械及び装置	85,931	退職給付引当金	27,360
車両運搬具	10,786	役員退職慰労引当金	110,589
工具器具備品	25,333	資産除去債務	4,205
リース資産	71,449	その他	17,269
建設仮勘定	28,198	**負債合計**	2,438,563
無形固定資産	**166,138**	**(純資産の部)**	
ソフトウェア	8,105	**株主資本**	**3,632,800**
ソフトウェア仮勘定	24,750	**資本金**	**1,064,692**
通信回線使用権	120,027	**資本剰余金**	**1,004,792**
その他	13,255	資本準備金	1,004,792
投資その他の資産	**2,394,034**	**利益剰余金**	**1,563,511**
関係会社株式	1,201,551	その他利益剰余金	1,563,511
関係会社長期貸付金	804,722	繰越利益剰余金	1,563,511
長期前払費用	199,381	**自己株式**	**△ 194**
繰延税金資産	94,119	**新株予約権**	**7,350**
その他	94,581		
貸倒引当金	△ 321	**純資産合計**	**3,640,150**
資産合計	**6,078,713**	**負債・純資産合計**	**6,078,713**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,037,976**
売上原価		**3,123,411**
売上総利益		**1,914,565**
販売費及び一般管理費		**1,189,760**
営業利益		**724,804**
営業外収益		
受取利息及び配当金	21,150	
その他	956	22,106
営業外費用		
支払利息	7,030	
支払手数料	371	
為替差損	49,262	
その他	248	56,913
経常利益		**689,997**
特別損失		
固定資産除却損	5	
たな卸資産評価損	6,420	6,426
税引前当期純利益		**683,571**
法人税、住民税及び事業税	227,658	
法人税等調整額	9,572	237,231
当期純利益		**446,340**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,052,242	992,342	992,342	1,117,171	1,117,171	△ 68	3,161,686	－	3,161,686
当期変動額									
新株の発行	12,450	12,450	12,450	－	－	－	24,900	－	24,900
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△ 126	△ 126	－	△ 126
当期純利益	－	－	－	446,340	446,340	－	446,340	－	446,340
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	7,350	7,350
当期変動額合計	12,450	12,450	12,450	446,340	446,340	△ 126	471,113	7,350	478,463
当期末残高	1,064,692	1,004,792	1,004,792	1,563,511	1,563,511	△ 194	3,632,800	7,350	3,640,150

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

株式会社アイ・ピー・エス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一　㊞
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　陶　江　　徹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

株式会社アイ・ピー・エス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一　㊞
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　陶　江　　徹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。海外子会社については、海外子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて海外子会社から事業の報告を受け、また重要な海外子会社に赴き、経営管理の状況を把握しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月27日

株式会社アイ・ピー・エス　監査役会

常勤監査役　桂　山　邦　明　㊞

社外監査役　西　村　誉　弘　㊞

社外監査役　緑　川　芳　江　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

経営体制の充実強化を図るため、取締役の員数の上限を７名以内から１０名以内に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数）	（員数）
第１９条　当会社の取締役は７名以内とする。	第１９条　当会社の取締役は１０名以内とする。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

また、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員いたしたいため、第１号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式
1	宮下幸治（みやした こうじ） 1965年２月３日生	1985年４月　株式会社リクルート（現　株式会社リクルートホールディングス）入社 1991年10月　当社設立に際し、代表取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (Director) InfiniVAN, Inc. (Director)	5,065,000株
2	上森雅子（うえもり まさこ） 1969年７月４日生	1994年６月　当社入社　営業推進部課長 2001年９月　当社営業推進部部長 2007年９月　当社取締役 2018年６月　当社専務取締役（現任） （現在 当社専務取締役　事業推進本部長） （重要な兼職の状況） KEY SQUARE, INC. (Director) Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (President) InfiniVAN, Inc. (Director)	195,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式
3	林田 宣之（はやしだ のぶゆき） 1952年９月10日生	1978年４月　日本電気株式会社入社 2006年６月　NECエレクトロニクス社（現　ルネサスエレクトロニクス株式会社）　監査役室長 2008年７月　ミカサ商事株式会社　入社 同社上席執行役員兼企画室長 2017年１月　当社入社 2017年３月　当社管理部長（現任） 2017年３月　当社取締役（現任） （現在 当社取締役　管理本部長） （重要な兼職の状況） なし	0株
4	前田 知之（まえだ ともゆき） 1972年８月１日生	1997年11月　当社入社 2014年11月　当社マーケティング室長 2018年７月　当社事業企画部長（現任） 2018年７月　当社取締役（現任） （現在　当社取締役　事業企画本部長） （重要な兼職の状況） なし	135,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式
5	伊藤 良光 1963年7月1日生	1986年４月　日本電気ホームエレクトロニクス株式会社入社 1989年４月　国際デジタル通信株式会社（現　ソフトバンク株式会社）入社 2000年５月　ブラステル有限会社（現　ブラステル株式会社）入社 2003年１月　ZIP Telecom株式会社取締役 2014年４月　ビースリーソリューション株式会社代表取締役 2014年10月　エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社グループリーダー 2016年１月　当社国内営業部部長 2019年４月　当社国内通信営業一部部長、国内通信営業二部部長、通信技術部部長（現任） 2019年６月　当社取締役（現任） （現在　当社取締役　情報通信事業本部長） (重要な兼職の状況) なし	0株
6	藤井 裕史 1950年２月20日生 ※社外取締役候補者	1975年４月　株式会社日本興業銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 1986年５月　ドイツ興銀派遣 1994年６月　IBJ-CAコンサルト社長 2000年４月　株式会社原田伸銅所へ出向　取締役 2010年７月　日産リース株式会社（現　みずほリース株式会社）監査役 2013年９月　興銀リース・フィリピン現地法人 Japan-PNB Leasing and Finance Corporation (現 PNB-IBJL Leasing and Finance corporation) Vice President 2015年７月　株式会社I-REMIT JAPAN代表取締役（現任） 2017年６月　当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社I-REMIT JAPAN　代表取締役	0株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式
7	宇都宮 尚（うつのみや たかし） 1956年2月5日生 ※社外取締役候補者	1979年４月　丸紅株式会社入社 2002年４月　同社情報通信プロジェクト部部長 2009年４月　NTTワールドエンジニアリングマリン株式会社へ出向 2011年４月　同社への転籍　プロジェクト推進担当　部長 2011年11月　グローバルマリンシステム株式会社（英国）日本法人へ転籍 NTTワールドエンジニアリングマリン株式会社取締役 2013年１月　NTTワールドエンジニアリングマリン株式会社へ復職　第三営業担当　部長 2016年４月　合同会社メルクリウス設立　代表社員（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 合同会社メルクリウス　代表社員	0株
8	中原 茂樹（なかはら しげき） 1959年11月9日生 ※新任	1983年４月　三井物産株式会社入社 2014年９月　同社九州化学品統括 2016年５月　日曹ビーエーエスエフ・アグロ株式会社　取締役 2019年11月　三井物産株式会社 2020年３月　当社管理本部長代理（現任） 2020年５月　当社管理部長（現任） （現在　当社管理本部長代理　管理部長） (重要な兼職の状況) なし	0株

(注) 1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．藤井裕史及び宇都宮尚の両氏は社外取締役候補者であります。
3．藤井裕史氏は、金融機関における長年の職務経験があり、国際ビジネスにも経験と知識を有し、当社の経営全般において適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。また、社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、藤井裕史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
4．宇都宮尚氏は、通信業界において豊富な経験を有し、特に新興国の通信事業や海底ケーブルなどの国内外の通信回線敷設にも精通していることから、当社の経営全般において適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。また、社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、宇都宮尚氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

5．当社は、藤井裕史及び宇都宮尚の両氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6．当社は、藤井裕史及び宇都宮尚の両氏について、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断し、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役１名の増員をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式
稲垣耕一（いながき こういち） 1956年９月25日生 ※新任 ※社外監査役候補者	1980年４月　株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）入社 2003年４月　同社千住法人営業部　法人営業部長 2005年４月　株式会社東京スター銀行　営業本部長 2008年７月　株式会社マッコーニホールディングス　代表取締役副社長 2017年４月　HITOWAホールディングス株式会社　常勤監査役 2018年９月　株式会社FCE Holdings　常勤監査役 （重要な兼職の状況） なし	0株

（注）１．候補者稲垣耕一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．稲垣耕一氏は社外監査役候補者であります。

３．稲垣耕一氏は、長年にわたる金融機関における職務経験および経営者としての豊富な職務経験に加えて、監査業務における知見を有することから、当社における経営全般において適切な監視監督をいただけるものと判断して社外監査役として選任をお願いするものであります。また、社外監査役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。

４．当社は、稲垣耕一氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定であります。

５．当社は、稲垣耕一氏の選任が承認された場合、同氏について、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

「株主総会会場」ご案内図

【会　場】　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲　２階　ROOM C

【交　通】　「日本橋駅」（東西線・銀座線・浅草線）Ａ７出口直結
「東 京 駅」（ＪＲ）八重洲北口徒歩約５分
「三越前駅」（半蔵門線）Ｂ３出口徒歩４分

